

〔研究論文〕

中国における大学体育の現状

小林 勝法 張 勇

〔Research Notes〕

College Physical Education in China

Katsunori KOBAYASHI Zhang YONG

Abstract

Higher education in China has been operating under several laws and government ordinances such as “People’s Republic of China Higher Education Act”. These laws and ordinances regulate the standards for establishing universities, the curriculums, faculty development, teacher evaluation and quality of education.

The academic societies for higher education are China Association of Higher Education and local societies. About 15,000 articles are published every year. Research exchanges on college physical education are continuing in both the subcommittee about physical education of CAHE and China Sport Science Society.

The “Ordinance of Physical Education in Schools” regulates that colleges must have physical education classes in the first and second years. Also, “Syllabus of General Physical Education for Institutions of Higher Learning” regulates the goals of education, class size, equipment, and evaluation. The committee of college physical education in Ministry of Education makes standards about education and holds seminars for teachers.

はじめに

中国の高等教育機関には4～5年制の大学(「本科大学」)と2～3年制の高等職業技術学院(「専科大学」)、成人大学などがある。2011年現在、通学制の大学数は2,422校で、そのうち大学が1,129校、高等職業技術学院が1,293校である。これらの学生数の合計は約2,320万人である。大学1校あたりの学生数は約9,600人で、全般的に日本の大学より規模が大きい。大学への進学率は26.9%である¹⁾。1998年に国家教育部が公布した「21世紀に向けた教育振興行動計画」²⁾では、高等教育の規模を拡大することを目指しており、実際に高等教育機関の進学率は2006年には21%となって大衆化段階に入った。さらに、2010年の「国家中長期教育改革及び発展計画要綱」³⁾では、2020年までに入学率を40%にするという計画を立てている。このような大衆化に加えて、グローバル化にも取り組んでおり、1995年から始めた211プロジェクト(「211工程」)では、21世紀に100校程度を重点的に強化して世界のトップレベルに追いつき追い越すことを目指している⁴⁾⁵⁾。

このような高等教育の急拡大期にあって、教育の質をどのように確保しているのだろうか。復旦大学高等教育研究所の熊延年所長は、「大学の大量化により、大学も増えて、経験の少ない若い教

員も増えたので、教育力の向上が求められている」と述べている⁶⁾。本稿では、大学体育に焦点を当てて、その現状について報告する。なお、中国の法令や教育制度などについては、本文中では翻訳した名称を使用し、それに続けて(「 」)で原語を示したり、文献一覧に示した。なお、中国語の「高等学校」「高校」は大学などの高等教育機関を指す。中国語の「高級中等学校」が日本で言う高等学校である。

I 高等教育制度と政策

1. 法令

高等教育に関する法令の中で、大学教育に関する主なものは以下の通りである。

「中華人民共和国教育法」(1995年施行)⁷⁾

「中華人民共和国高等教育法」(1999年施行)⁸⁾

「中華人民共和国学位条例」(1981年施行、2004年改定)⁹⁾

「中華人民共和国教師法」(1994年施行)¹⁰⁾

「中華人民共和国職業教育法」(1996年施行)¹¹⁾

「中華人民共和国民営教育促進法」(2003年施行)¹²⁾

「普通高等教育機関設置に関する暫定条例」(1986年施行)¹³⁾

文化大革命(1966年～1977年)終結後の1980年に「中華人民共和国学位条例」が定められ、これを皮切りに、高等教育制度が整備されてきている。

高等教育行政を担っているのは国家教育部であり、大学の設置認可権限は国公立を問わず教育部にある。「普通高等教育機関設置に関する暫定条例」(1986年)は大学を設置するのに必要な最低の基準を定めた教育部の条例であり、これを満たしていない大学は設置が認可されない。そして、「中華人民共和国高等教育法」(1998年)によって、高等教育機関が法人格を持つことが定められ、大学の自主権が拡大してきている。また、中央政府が所管していた大学の多くは地方に移譲されている。

学士課程のカリキュラム面では、中央政府は1999年に「素質教育」を推進する方針を打ち出した。広島大学教授の黄福濤によると「素質教育」とは「大学生の一般的な素養を向上させるために行われる人文社会科学教育および自然科学教育」のことで、その内容は「思想道德素質」と「文化素質」、「業務素質」、「身体心理素質」の4つの側面があるという¹⁴⁾。黄は「学部教育そのものの教養教育化を目指すという新しい改革方向を打ち出したといつてよい。」と評価している。

2. 大学評価

大学評価については、「中華人民共和国教育法」(1995)によって定められている。同法第24条には「国家は視学制度及び学校その他の教育機関の評価制度を実施する。」⁷⁾と定められ、「中華人民共和国高等教育法」(1998)第44条では「高等教育機関の運営水準、教育の質について、教育行政部門の監督及び教育行政部門が組織する評価を受ける。」⁸⁾と定められている。実際の大学評価の取り組みは1990年に国家教育委員会(現教育部)から「普通高等教育機関評価に関する暫定規定」¹⁵⁾が公布され、試験的に実施された。そして、2003年からは5年周期で評価を行うことが定められ、2004年には評価を実施する教育部高等教育教学評価センター¹⁶⁾が設立された。そして、2008年までに589校の大学が評価を受け、その結果はホームページで公開されている¹⁷⁾。評価は大学による自己

評価と外部委員の实地調査を踏まえて行われるが、現在の評価指標は表1の通りとなっている¹⁸⁾。また、この制度では評価後1年以内に、大学は改善に取り組むことが義務づけられている。

表1 大学評価の評価項目

- | |
|-------------------|
| 1. 学校経営理念とリーダーシップ |
| 2. 教員 |
| 3. 教育の条件と利用 |
| 4. 専攻とカリキュラム |
| 5. 質管理 |
| 6. 学校の勉強雰囲気と学生指導 |
| 7. 教育の質 |

3. FDと教員評価

FDに関する活動は古く、1953年に教育部から「高等教育機関における教員研修に関する暫定方法」(「高等学校教師進修暫行弁法」)が公布されてから始まったとされている。1985年には北京師範大学と武漢大学に全国FDセンター(「全国師質培训中心」)が設置され、その後全国の6つの行政区に1つずつFDセンターが設置され、取り組まれている。そして、各大学が行っている具体的取り組みとしては、新任教員研修や教授法研修、国内外研修、社会实践研修などが行われているという¹⁹⁾。

教員評価については、「学校が教師の勤務評定を行い、教育行政部門はその実施を指導、監督する」と「中華人民共和国教師法」第22条に定められている。評価の対象項目は、「教師の政治思想、業務水準、就業態度、業務成績」(第22条)で、「評価の結果は配属、昇給、表彰等に反映される」(第24条)と規定されている。日本の(独法)科学技術振興機構のウェブサイト「サイエンスポータルチャイナ」に掲載された記事では、このような教員評価制度が「単年度の成果の量を重視して、教育よりも研究活動に評価の重点が置かれており、教師が短期間で成果を出すことにプレッシャーを感じ、安心して学生の教育に打ち込むことができない問題」をかかえているとする調査結果を紹介している²⁰⁾。

前述の黄福涛は、近年の中国高等教育の動向を3つにまとめている。それは、「知識基盤社会化(マス化)」と「社会のグローバル化」「市場化(市場競争メカニズムの導入)」である²¹⁾。「市場化」を「規制緩和による競争環境の醸成」と読み替えると中国と日本は共通の課題を抱えていると言える。このような状況下で、中国は教育の質保証について積極的に取り組んでいることがうかがえる。

II 高等教育研究

1. 歴史

南京大学高等教育研究所の胡建華・副教授によると中国において高等教育研究が本格化したのは1970年代の後半であるという²²⁾。その草分けとして、廈門大学高等教育研究所(福建省)が1978年、北京大学高等教育研究所が1980年に設立された。現在、全国に約700の高等教育研究施設がある。中でも、廈門大学高等教育研究所は中国最大・最高水準の高等教育研究施設であり、高等教育学修士(1984年から)と博士(1986年から)の学位授与権が認められている²³⁾。なお、中国で初めての高

等教育研究の専門書は、潘懋元・厦門大学教授が1985年に出版した『高等教育学講座』(人民出版社)である²⁴⁾。

2. 高等教育学会と地方学会

高等教育に関する最も中心的な学会は、1983年に発足した中国高等教育学会である(因みに、日本では一般教育学会(現大学教育学会)が1974年に発足している)。2013年6月の時点で、この学会に加盟している団体は、北京市や四川省などの地方の高等教育学会が29、電子教育や中医薬教育などの学会が11である²⁵⁾。そして、学会の下部組織として、66もの専門分科会(「专业委员会や分会」)がある。それらは、高等教育学や継続教育、教育評価、教育情報、大学史、留学生教育、入試、同窓会など多岐にわたっている。これらの中には、定期刊行物を発行したり、研究会を開催したりしているものもある。しかし、体育専門委員会(「体育专业委员会」)は一覧には記載されているが、専門委員会のウェブサイトは見当たらず、活動の詳細はつかめなかった。

中国高等教育学会は機関誌として、月刊の『中国高教研究』を発行している。2013年10月号には、高等教育のグローバル化や教養教育、大学院教育、大学教員などの論考が掲載されている²⁵⁾。

高等教育に関する研究活動は地方ごとにも活発に行われている。例えば、北京には北京市高等教育学会があり、年次大会のほか、分野別の研究会を開催している²⁶⁾。このような地方の高等教育関連学会による高等教育関連の出版物は、約400種類、関連論文は年間約15,000本に上っているという²²⁾。

3. 雑誌『中国高等教育』

『中国高等教育』は教育部が高等教育の改革と発展を企図して、編集発行している隔週刊の定期刊行物で、創刊は1965年と古い。文化大革命により休刊していたが、1982年に復刊し現在に至っている。党と政府の方針や政策を伝え、経験を交流し、模範例・先進例や資料を紹介している²⁷⁾。

国が発行している隔週刊の雑誌があるなど、前述したように、高等教育関連の出版物は、約400種類、関連論文は年間約15,000本に上るというおびただしい発行量である。このような状況において、論文のデータベースが開発されている。それは、中国高等教育定期刊行物文献データベース(「中国高等教育期刊文献总库」)で、高等教育に関する文献の全文データベースである²⁸⁾。収録は1994年からである。

Ⅲ 大学体育研究とFD、評価

1. 大学体育制度

「中華人民共和国教育法」(1995年施行)は教育に関する基本法であるが、その第44条には、「教育、体育、衛生の行政部門、学校およびその他の教育機関は体育、衛生保健施設を整備し、学生生徒の心身の健康を守らなければならない。」と体育について定めている⁷⁾。そして、「中華人民共和国体育法」(1995年施行)は、中国建国の1949年以来はじめてとなる体育およびスポーツに関する基本法であり、社会体育(第2章)や競技体育(第4章)、法律責任(第7章)などについて包括的に定められている。この「体育法」の中で、学校体育については、第3章として7条に渡って定められている²⁹⁾。具体的には以下の通りである。

「健全な人材の育成」(第17条)

「授業の開設と障害者への配慮」(第18条)

「体育活動時間の確保」(第19条)

「課外活動と運動会」(第20条)

「体育教師の配置」(第21条)

「運動施設・設備」(第22条)

「健康診断」(第23条)

さらに大学体育についてみてみよう。片岡は、中国建国(1949年)から2002年までの大学体育の教育課程の変遷について概観している³⁰⁾。それによると、大学体育に関する最初の法令は、1952年に教育部と国家体育運動委員会(当時)が公布した「学校体育の運営に関する暫定規定」(「学校体育工作暫行規定」)と同年に教育部が制定した各級各種の学校の教育計画であり、それらには「体育科目は小学校1年生から大学2年次まで、必修科目として週2時間設ける」と規定されていたという。

そして、1990年に施行された「学校体育運営条例」(「学校体育工作条例」)では、体育の教育課程や課外体育活動、競技会、体育教師、体育施設、組織・管理などが定められている³¹⁾。この条例の第7条には、「大学1年次と2年次までは体育の授業を必修として、3年次以降は選択科目として開設する。」と定められている。なお、この条例の制定により、1979年に発布された「大学体育の運営に関する暫定規定(試行草案)」(「高等学校体育工作暫行規定(試行草案)」)は廃止されている。

大学体育に関する行政法規や文書としては、1956年に公布された「大学体育教育大綱」(「高等学校普通体育課教学大綱」)と1961年に公布された「大学体育教材要綱」がある。これらは、数回改定された後、2003年からは「全国大学体育課程指導綱要」³²⁾となっている(表2参照)。これによると、

表2 全国大学体育課程指導綱要の構成

第1章 課程の性質	第1条 必修科目としての意義：体力増強と健康増進 第2条 体育による全人的発達
第2章 過程の目標	第3条 基本目標 第4条 発展目標
第3章 課程の設置	第5条 1年次と2年次の必修科目設置 第6条 3年次以降の選択科目設置
第4章 課程の構成	第7条 正課と課外、地域社会との連携 第8条 多様な教育内容と程度、学部学科を超えたクラス編成、講義(理論)の割合 第9条 学生の主体性と教員の指導 第10条 アスリート学生と虚弱、障害者への配慮
第5章 課程の内容と教授法	第11条 課程内容決定の主要原則：健康増進、国際化、民族性 「学生体質健康標準」の達成 第12条 個性化と多様化への対応、自主性の尊重
第6章 課程の制定と教育資源開発	第13条 適切な教員配備 第14条 教員研修 第15条 研究と社会貢献 第16条 「普通高等学校体育场馆施設、器材配备目録」の準拠 施設利用時間の延長と開放 第17条 関連規程と教員任用制度の整備、統計資料や書類の管理、 第18条 各大学が定める指導綱要、1クラス30人 第19条 検定教科書の使用 第20条 教育の充実と教育資源の開発
第7章 過程の評価	第21条 成績評価、授業評価、過程評価 第22条 第三者評価と表彰
附則	第23条 本綱要は体育大学には適用しない

教育目標には5つが掲げられており、それらは、「運動参加」、「運動技能」、「身体的健康」、「精神的健康」、「社会的適応」である(第3条、第4条)。そして、授業については、従前通り、「大学1年次と2年次は体育の授業を必修とする。」(第5条)、「3年次以降は、大学院生も含めて選択科目として開設する。」(第6条)と定められている。そして、多種多様なスポーツ種目を用意し、学部を超えてクラス編成すること(第8条)、1クラスを30人程度とすること(第18条)など教育方法について細かく定められている。また、教育部と国家体育総局(日本の日本体育協会に相当する)が定めた「学生体質健康標準(試案)」³³⁾を反映し、その基準を達成することが定められている(第11条)。なお、この「学生体質健康標準(試案)」は2007年に教育部と国家体育総局が発布したもので、小学生から大学生までの体力・運動能力テストの方法とその評価を示してある。大学生は体格測定のほか、柔軟性、筋力、持久力(1000m走)などを測定し、その合計点が標準に達していることが求められている。そして、教育部が公布した「大学における体育施設・設備・器材配備目録」³⁴⁾に従って、施設や設備、器材を整え、施設を開放し、学生に利用させることも定められている(第16条)。

2. 全国大学体育教育指導委員会

全国大学体育教育指導委員会(「全国高等学校体育教学指導委員会」)は教育部の機関の一つで、教学に関する規程や基準を策定したり、指導者研修会を開催したりしている。現在の主任は、教育部体育衛生与芸術教育司長でもある王登輝氏が務めている。日本では文部科学省スポーツ・青少年局長に相当する役職である。

この委員会と上海交通大学によって、第1回全国大学体育主任研修会(「全国高校体育部主任培训班」)が開催された。実施の年月日は不明だが、『中国高等教育』(1995年4月)にその紹介記事があり、それによると全国24の省市自治区から50大学の主任が参加したという。教員の世代交替の問題や大学体育管理、体育改革問題が議論され、意見と経験交流がされたという。

中国では大学体育を従来は「高校体育」と呼んできたが、近年では「大学体育」や「公共体育」とも呼ぶようになってきた。「公共体育」とは日本の教養体育に相当する言い方である。図1で示したものは北京の書店で購入した大学体育の教科書である。いずれも「大学体育」がタイトルに含まれている。なお、「高校体育」を冠する書籍は見当たらなかった。これらの教科書の質を維持するために全



図1 大学体育の教科書

国大学体育教育指導委員会は検定を行っている。このことは、前述した「全国大学体育課程指導綱要」の第19条に定められている。

3. 教育評価

大学教育の大衆化に伴い、大学生数が大幅に増加し、大学教員や体育・スポーツ施設・設備などが不足する状況となった。その結果、教育の質が低下したと指摘されている³⁵⁾。折しも、教育部は1991年に教養体育の質保証のため「大学教養体育の評価に関する通知」³⁶⁾を發布した。そして、それにしたがって、1994年から全国の大学で教養体育の評価が行われている。しかし、評価制度の主旨や目的などに対する認識不足ため、評価制度の実施にあたり、良い評価を得るために取り繕ったり、統計資料を粉飾したり、評価結果だけを重んじ、改善に結びつけないなどさまざまな問題点が生じていることが指摘されている³⁷⁾。また、評価は、国が定めた評価項目に則って行われているため、評価モデルは単一的となっており、各大学の個性を活かした改善活動に結びつかないという問題も指摘されている。

4. 組織的研究活動

大学体育の組織的研究活動としてまず挙げられるのが、中国高等教育学会の下部組織である体育専門分科会である。1991年に大学体育科学研究論文報告会を開催し、1994年からは『体育学刊』(隔月刊)を発行している。その主な内容は、体育社会科学や人体科学、トレーニング論、民族伝統スポーツ、体育情報、大学体育などである²⁷⁾。

1980年に発足した中国体育科学学会には体育史や運動生理学などの18の分科会がある。その内の一つである学校体育分会は、2012年10月に2日間に渡り、湖北省武漢市で大学体育改革フォーラム(「中国高校体育改革论坛」)を開催した。その簡単な報告が学会のホームページに掲載されている。それによると、147編の論文が提出されたとのことであり、その数の多さに驚かされる³⁸⁾。また、学会の機関誌の『体育科学』(1981年創刊)にも大学体育に関する論文が掲載されている。

また、大きな都市では、大学が連合して大学体育委員会(「高等学校体育委員会」)を組織し、体育教育の研究や競技会を開催しているという³⁹⁾。

以上のように、国や地方、学会などさまざまなレベルで大学体育の研究やFDが取り組まれている。

まとめ

中国の高等教育は「中華人民共和国高等教育法」をはじめとするいくつもの法令に則って行われている。これらの法令では、大学の設置やその基準、教育課程、大学評価、FD、教員評価などについても定めている。

高等教育に関する研究は、中国高等教育学会や地方の高等教育学会があり、年間15,000本もの論文が発表されている。大学体育に関しては、この学会の体育専門委員会や中国体育科学学会で研究交流されている。

「学校体育工作条例」では大学体育の必修が規定されている。そして、「大学体育教学指導綱要」では、教育目標のほか、クラス規模や成績評価、施設設備などが細かく定められている。そして、教育部の大学体育教育指導委員会は大学体育に関する基準などの作成や研修会を開催している。

謝辞：本研究は、文教大学国際学部共同研究費(2012年)の助成を受けた「中国における高等教育研究と大学評価、FDの現状」(研究代表者：小林勝法)の成果の一部である。記して謝意を表す。

文献

- 1) 中国高等教育质量保障概况及评估制度
http://www.heec.edu.cn/modules/zhiliangtixi_d.jsp?id=1139
- 2) 面向21世纪教育振兴行动计划
<http://baike.baidu.com/view/486181.htm>
- 3) 国家中长期教育改革和发展规划纲要(2010-2020年)
http://www.gov.cn/jrzq/2010-07/29/content_1667143.htm
- 4) 211工程
<http://baike.baidu.com/view/7085.htm>
- 5) 南部広孝「中国の高等教育戦略」『カレッジマネジメント』158、2009年、50-53
- 6) 筆者らが2013年2月25日に、復旦大学高等教育研究所を訪れて行ったインタビューによる。
- 7) 中华人民共和国教育法
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020501hb.htm
- 8) 中华人民共和国高等教育法
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/030301de.htm
- 9) 中华人民共和国学位条例
<http://baike.baidu.com/view/129902.htm>
- 10) 市川純夫・張崑・井川勝利「『中華人民共和国教師法』の検討(1)」、『和歌山大学教育学部教育実践指導センター紀要』4、1994年、137-146
- 11) 中华人民共和国职业教育法
http://www.gov.cn/banshi/2005-05/25/content_928.htm
- 12) 中华人民共和国民办教育促进法
http://www.gov.cn/test/2005-07/28/content_17946.htm
- 13) 普通高等学校设置暂行条例
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/198612/19861200268530.shtml>
- 14) 黄福濤「大学カリキュラムの日中比較」『IDE』441、2002年、51-56
- 15) 普通高等学校教育评估暂行规定
http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_621/200409/3193.html
- 16) 教育部高等教育教学评估中心
<http://www.heec.edu.cn/index.jsp>
- 17) 邵婧怡「現代中国大学の質保証制度」『学生の学力と高等教育の質保証』学文社、2012年、195-216
- 18) 教育部办公厅关于开展普通高等学校本科教学工作合格评估的通知(教高厅[2011]2号)
<http://www.heec.edu.cn/modules/yuanxiaopinggu.jsp?category=1>
- 19) 黄福濤「中国のFDの動向」『FDの制度化と質的保証(前編)』(高等教育叢書91、広島大学高等教育研究開発センター)、2007年、107-111
- 20) (独法)科学技術振興機構サイエンスポータルチャイナ「高等教育の現状と動向」
http://www.spc.jst.go.jp/education/higher_edct/hi_ed_3/3_1/3_1_5.html

- 21) 黄福濤「中国の高等教育システム構築」『COE研究シリーズ』26、2007年、83-90
- 22) 胡建華「中国における高等教育研究の現状」名古屋大学高等教育研究センター、2000年
<http://www.cshe.nagoya-u.ac.jp/seminar/hu/>
- 23) 厦門大学高等教育发展研究中心
<http://che.xmu.edu.cn/mohe.asp>
- 24) 劉志業・何曉毅「中国における高等教育研究の現状と課題」『大学教育』5(山口大学大学教育機構)、2008年、1-8
- 25) 中国高等教育学会
<http://www.hie.edu.cn/>
- 26) 北京市高等教育学会
<http://www.bjgjh.org.cn/>
- 27) 万维书刊
<http://www.eshukan.com/>
- 28) 中国高等教育期刊文献总库
<http://gaojiao.cnki.net/>
- 29) 中華人民共和国体育法
<http://www.sport.gov.cn/n16/n1092/n16819/312031.html>
http://www.geocities.jp/ps_dictionary/olympic/j105.htm
- 30) 片岡義則「中国の大学体育カリキュラム改革の動向」『神奈川県立外語短期大学紀要・総合篇』28、2005年、79-96
- 31) 学校体育工作条例
http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_620/200409/1436.html
- 32) 全国普通高等学校体育课程教学指导纲要
<http://baike.baidu.com/view/6220040.htm>
- 33) 学生体质健康标准(试行方案)
郝光安『大学体育学』、北京体育大学出版社、2013年、259-273
- 34) 普通高等学校体育场馆设施器材配备目录
同上書、282-316
- 35) 张庆武「高校体育现状的分析与对策」『辽宁科技』24:5、2002年、43-44
- 36) 国家教委关于开展普通高等学校体育课程评估工作的通知、1991年
http://china.findlaw.cn/fagui/p_1/88036.html
- 37) 李文「我国高校体育教学质量评论的思考与探索」『运动』17、2011年、117-118
- 38) 中国体育科学学会 http://www.csss.cn/cn/n_2888.html
- 39) 百度百科「高等学校体育」
<http://baike.baidu.com/view/4399753.htm?fromTaglist>